

平成30年第6回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成30年6月8日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成30年6月8日(金) 午前 11時13分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 11名

1番 井川 輝征

2番 尾上 春樹

3番 宮本 和市

4番 藤井 雅史

5番 谷口 孝一

6番 塚本 壽

7番 草野 義雄

8番 田口 昭広

9番 寺本眞理子

10番 阪口 修一

11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 0名

・出席農地利用最適化推進委員 11名

1番 本郷 昭博

3番 中川 光春

4番 矢野 解光

5番 田口 宗一

6番 下崎 省一

7番 宮島 正文

8番 坂口 恵美子

9番 道園 浩二

11番 木川 保

13番 野田 和夫

15番 山田 和治

・欠席農地利用最適化推進委員 4名

2番 牧 正徳

10番 小崎 良一

12番 一川 清

14番 洲上 米作

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局 長 福田 貴司

事務局次長 平田 秀臣

係 長 川田 康幸

参 事 白菊 大志

・議事

日程第1 報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

日程第2 報告第11号 農地形状変更届書について

日程第3 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第13号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第5 議案第22号 平成29年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

日程第6 議案第23号 平成30年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第7 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第8 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第9 議案第26号 農用地利用集積計画の審議について

日程第10 議案第27号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

日程第11 議案第28号 違反転用者に対する勧告について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 －会長挨拶省略－ 只今から平成30年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 2番の牧推進委員、10番の小崎推進委員、12番の一川推進委員、14番渕上推進委員から欠席の報告がっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は3番宮本和市委員、4番藤井雅史委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第10号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	- 資料確認 - 議案書の1ページをお願いします。 報告第10号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」。農地法施行規則第29条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫です。転用目的が農業用の施設であり、転用面積は60㎡で200㎡未満であるため農地法施行規則第29条第1項の規定により許可が不要な転用になります。議案資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は内野小学校から、西側に約120mの位置になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を1番の井川輝征委員にお願いします。
井川委員	報告します。ただ今事務局から説明がありましたとおり、周辺に迷惑するような建物ではございません。何ら問題は無いと思います。なおこれは報告ですので以上でございます。
片山会長	担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	井川委員が説明されたとおりでございます。よろしく願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第10号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － 質疑なしということですので、報告第10号についてはこれで終わります。

	次に報告第 1 1 号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 報告第 1 1 号「農地形状変更届出書について」。農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。造成の理由は、客土造成を行い樹園地として活用する。盛土高は約 1 m です。議案資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は内野小学校から、南側に約 8 0 m の位置になります。隣接している自己所有地の果樹ハウスと一括管理するということです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の谷口孝一委員にお願いします。
谷口委員	5 日に事務局と現地を見に行きました。本人も来られたのですが、隣はデコポンのハウスを設置されておりまして、新しくハウスを建てるということでした。近隣とのトラブルが無いように、そこだけはやってくれという話はしてきました。以上です。
片山会長	担当地区の坂口恵美子推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	当日行けませんでしたので、後日現地に行ってみりました。谷口委員が言われたとおり、どうぞよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 1 1 号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － 質疑なしということですので、報告第 1 1 号についてはこれで終わります。 次に報告第 1 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 1 2 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 1 2 号について、質疑ありませんか。

	－ 質疑なし － 質疑なしということですので、報告第 1 2 号についてはこれで終わります。 次に報告第 1 3 号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 報告第 1 3 号、「農地使用貸借権の合意解約の届出について」。農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 1 3 号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － 質疑なしということですので、報告第 1 3 号についてはこれで終わります。 次に議案第 2 2 号「平成 2 9 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 2 2 号、「平成 2 9 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」。平成 2 9 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進状況（活動の点検・評価等）を、公表しなければなりませんので審議するものになります。 それでは、別紙「議案第 2 2 号」により説明します。 1 ページをお願いします。 I 「農業委員会の状況」ですが、芦北町の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。 2 ページをお願いします。 II 「担い手への農地の利用集積・集約化」 1. 現状及び課題。これは平成 2 9 年 3 月現在の集積状況になります。管内の農地面積とは農水省の耕地面積統計の数値になります。これまでの集積面積は、町内の担い手（つまり認定農業者、認定農業者に準ずる者、新規認定就農者）の「自己所有地及び借地を合わせた全ての経営面積」になります。課題ですが「高齢化等による担い手不足」が大きな課題と考えます。 2. 平成 2 9 年度の目標及び実績。3 5 5. 3 h a の集積目標に対して実績は 3 1 1 h a で目標達成はできませんでしたが、新規に 8. 5 h a 集積しています。目

標が達成できなかった主な要因として、水田については農地の集積は図られていると思いますが、水稻を経営主体とする農家に認定農業者が少ないことが要因であると考えられます。

3. 目標に向けた活動。主な活動実績として、農地中間管理機構の研修会等を実施しました。

4. 目標及び活動に対する評価。目標達成はできなかったが、今後も引き続き優良農地の情報把握及び情報提供を行い、農地の利用の最適化の推進活動を行うこととしています。

3 ページをお願いします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」。

1. 現状と課題。26年度から28年度までの新規参入者数になります。ここ数年、新規参入者はありますが、熊本県内では、少ないのが現状です。

2. 平成29年度の目標及び実績。「参入目標」3経営体に対して「実績」は3経営体で、達成状況は100%で目標達成しました。「参入目標面積」は3haに対して「実績」は2.6haで、達成状況は87%で目標達成ではありませんでした。

3. 目標に向けた活動。主な活動実績として新規就農予定者に対して優良農地のあっせんを行いました。

4. 目標及び活動に対する評価。引き続き、優良農地等の紹介を行い新規就農者の支援を行うこととしています。

4 ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状と課題。平成28年3月現在の遊休農地状況になります。管内の農地面積とは農水省の耕地面積統計の数値に遊休農地を加えた面積になります。遊休農地とは手を加えれば農地に復元できるA分類の遊休農地になります。

2. 平成29年度の目標及び実績。記載のとおり、解消実績は0haで目標には達しませんでした。耕作放棄地解消事業を行い実際は約3.3haの解消を行っております。ただし、遊休農地が解消以上に増加したため解消実績は0haでした。

3. 目標に向けた活動。主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査を行い農地の状況把握を行いました。また、耕作放棄地解消事業の推進を行い、3.3haの解消につながっています。

4. 目標及び活動に対する評価。目標達成はできなかったが、今後も引き続き耕作放棄地解消事業の推進を行い、耕作放棄地の解消に努めることとしています。

5 ページをお願いします。

Ⅴ「違反転用への適正な対応」。

1. 現状と課題。平成29年3月現在の違反転用状況になります。違反転用面積は農地法第4条及び第5条の規定に違反している転用面積になります。違反転用箇

	所は全て田川地域になります。 ２．平成２９年度実績。記載のとおり、０．１ｈａ増加しています。増加した場所は田川地区の農振農用地区域の農地です。 ３．活動計画・実績及び評価。主な活動実績として、違反転用者に対して指導等を行ったが是正の意向はなかった。今後も、引き続き県と連携しながら、農地の原状回復を図るよう指導することとしています。６ページをお願いします。 Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」。 １．農地法第３条に基づく許可事務。１年間の処理件数は４９件、うち許可４９件、不許可０件でした。 ２．農地転用に関する事務。農地法第４条及び第５条の事務になります。１年間の処理件数は２７件でした。 ７ページをお願いします。 ３．農地所有適格法人からの報告への対応。管内の農地所有適格法人数は８法人で、報告法人数も８法人でした。 ４．情報の提供。賃貸借料について町のホームページで公表しています。 ８ページをお願いします。 Ⅶ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」。「中山間地域等の樹園地等で植林して管理したい。」との要望があるが農地法上は第１種農地に該当するため転用できないことが多々ある。このことについて、県に相談、要望等はしている。 Ⅷ「事務の実施状況の公表」。総会の議事録についてはホームページで公表しています。なお、今説明している「平成２９年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表します。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２２号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第２２号「平成２９年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、議案第２２号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２３号「平成３０年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の６ページをお願いします。

議案第 23 号、「平成 30 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」。平成 30 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。

これは、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進状況（活動計画）を毎年、公表しなければなりませんので審議するものになります。

それでは、別紙「議案第 23 号」により説明します。

1 ページをお願いします。

I 「農業委員会の状況」ですが、芦北町の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

2 ページをお願いします。

II 「担い手への農地の利用集積・集約化」。

1. 現状及び課題。平成 30 年 3 月現在の集積状況になります。課題ですが「担い手の育成・確保」が大きな課題であると考えます。

2. 平成 30 年度の目標及び活動計画。担い手への目標ですが、新規集積面積を 27ha と設定しています。この数値の考え方ですが、平成 35 年度までに管内農地の 30% を担い手へ集積することを目標に単年度目標を積算しています。これは国の目標設定を基本として設定しました。活動計画ですが担い手（認定農業者・認定新規就農者等）へ積極的なあっせんを行い、関係機関と連携を取りながら推進するとしています。

III 「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」。

1. 現状及び課題。平成 27 年度から平成 29 年度の新規参入者数になります。

2. 平成 30 年度の目標及び活動計画。平成 30 年度の目標は 3 経営体、3ha と設定しました。活動計画は関係機関と連携しながら推進するとしています。

3 ページをお願いします。

IV 「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状と課題。平成 29 年 12 月現在の遊休農地状況になります。

2. 平成 30 年度の目標及び実績。遊休農地の解消目標ですが、19ha と設定しています。この数値の考え方ですが、遊休農地面積を平成 35 年度までに管内農地面積の 1% にするという目標を基本に単年度目標を積算しています。これは国の目標設定を基本として設定しました。活動計画ですが、引き続き耕作放棄地解消事業の推進を行い、遊休農地の解消に努めるとしています。

V 「違反転用への適切な対応」。

1. 現状と課題。平成 30 年 3 月現在の違反転用の状況になります。

2. 平成 30 年度の活動計画。活動計画は農地利用状況調査時に町内全域の違反転用調査を行うとしております。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２３号につきまして、質疑ありませんか。 ６番、塚本委員。
塚本委員	議案第２２号の最後の方で農地転用の要件を緩和してほしいということで載っていますけれども、平成３０年度の目標には載っていません。現状を認識するとき継続してやっておくべき要素だと思います。草を払ってあるが作付けがなく長くこの状態が続くとあまり農地に回復することは期待できないのではないかと思います。そういう所については経営者の年齢構成を見て、先程の報告の中であった緩和してほしいという意味のことを活用した方がいいのではないかと思います。できれば、草刈りだけの所は、ほぼ耕作が不可能に近くなっているという判断をして別途の対策を考えた方がいいのではないかと思います。
川田係長	塚本委員の意見はもっともです。議案第２２号については２９年度の評価をするということで、農家の方から２９年度だけではなくて、ずっと昔からこういう要望が上がっていますので、こういう対処をしましたという実績を挙げています。議案第２３号については、そういう項目自体が様式に入っていないので、事務局としてもそういう要望を引き続き県に要望していきたいと考えている次第です。以上です。
片山会長	塚本委員よろしいですか。
塚本委員	了解です。
片山会長	他に議案第２３号につきまして、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。 お諮りします。 議案第２３号「平成３０年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、議案第２３号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より議案の訂正があります。説明をお願いします。
川田係長	すみません、訂正をお願いします。議案書の７ページになります。所有権移転の部１番、備考欄の一番下の段の「１９７㎡」を「９，６９７㎡」に訂正をお願いします。
片山会長	今の訂正につきましては、よろしいですか。 では、事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の7ページをお願いします。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、県外に住んでおり耕作管理できないので、親戚へ贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。総会資料3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は西回り九州自動車道-田浦インターから、北東側に約500mの位置になります。現地確認では休耕状態でしたが、梅を作付けするということでした。調査書の1ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は遠方に住んでいるため耕作できないので、親戚に贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、相手方の要望により売り渡す。譲受人事由ですが、自作地に隣接しており、耕作しやすいので、買い受け一括管理する。となっています。総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は上田浦社会教育センターから約200mの手前の位置になります。現地確認では果樹を作付けしてあり、引き続き耕作管理するということでした。調査書の2ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は譲受人の要望であり、自作地に隣接しており耕作しやすいので買い受けるということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 3番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、県外に住んでおり、耕作管理できないので、譲受人へ売り渡す。譲受人事由ですが、自作地に隣接しており、耕作しやすいので、買い受け一括管理する。となっています。総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は伏木氏集落と旧国道佐敷トンネルの中間付近の位置になります。現地確認では柿を数本作付けしてありまして、今後は野菜等を作付けするということでした。調査書の3ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は県外に住んでおり耕作管理が困難なため、申請地の隣接農地の耕作者である譲
------	--

	受人へ売り渡すということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書の 8 ページをお願いします。 4 番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、高齢のため、耕作管理できないので、売り渡す。譲受人事由ですが、自作地に近く、耕作管理が便利なので、買い受ける。となっています。総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は小田浦上村集落の奥の位置になります。現地確認では果樹を作付けしており、引き続き耕作管理するということでした。調査書の 4 ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は高齢で耕作できないので、申請地に近い自作地を持っている譲受人へ売り渡すということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 5 番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足で、耕作管理が困難なので、売り渡す。譲受人事由ですが、自宅に近く、耕作管理が便利なので、買い受ける。となっています。総会資料の 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は立川地区多目的研修センターから北側へ約 300 m の位置になります。現地確認では山林化した耕作放棄地でありましたが、切り開いて椎茸・野菜等を栽培するということでした。調査書の 5 ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は労力不足で耕作管理が困難なため、申請地近くに自宅がある譲受人へ売り渡すということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件は私が担当地区なので私が説明いたします。 事務局と本郷推進員と立ち会いまして、適正に管理してありましたので、問題は無いと思います。 担当地区の本郷推進委員から何かございましたらお願いします。
本郷 推進委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を 9 番の寺本眞理子委員にお願いします。
寺本委員	6 月 5 日に、牧推進委員と事務局と調査に行きました。事務局が説明されたとお

	りです。よろしくお願いいたします。
片山会長	3 番の案件を 8 番の田口昭広委員にお願いします。
田口委員	5 日に事務局とともに行ってまいりました。説明どおり何も問題は無いと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。
片山会長	4 番の案件を 10 番の阪口修一委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございますけれども、実際に今までもミカンは作っておられたそうです。土地の名義が変わっていないということで、譲り受けるということですのでよろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の中川推進委員から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	事務局と阪口委員の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。
片山会長	5 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いします。
塚本委員	山林の様相を呈していきまして、畑という様子はあまり感じられないのですが、ここにしいたけを栽培するということで、事務局の説明どおり開墾というか、原状回復への作業を始めておられまして、非常に喜ばしい事だと感じました。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の下崎推進委員から何かございましたらお願いします。
下崎 推進委員	事務局と一緒に現地を確認しました。譲受人がやる気のある方で安心して帰ってきた次第であります。そういうことでよろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 24 号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」1 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番については「矢野」推進委員が関係しておりますので、矢野推進委員に一時退席を求めます。 （「矢野」推進委員一時退席） それでは、お諮りします。 3 番について、異議ありませんか。 － 異議なし －

	異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 「矢野」推進委員に入室をお願いします。 4番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の9ページをお願いします。 議案第25号。「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」。農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 使用貸借権設定の部1番。申請地の詳細、貸人、借人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は農家住宅です。資料は今から配布します。1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は女島の小崎橋から旧女島小学校方面へ約500mの位置になります。2ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。太い線で囲んでいる部分が事業計画地で、斜線部分が申請地になります。事業面積は855㎡で、このうち転用面積は365㎡です。3ページをお願いします。農地の広がりとは2.15haです。調査書の6ページをお願いします。契約の種類は使用貸借になります。立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。申請理由及び代替の可能性ですが「現在の住居が老朽化しており、土砂災害特別災害警戒区域に指定されているため、新しく農家住宅を新築する計画です。親から申請地を借りて転用する案件です。」代替性についても、記載のとおり検討されております。一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり資金計画、事業計画から転用行為が確実に見込めること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明を願います。 4番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	今事務局から説明がありましたとおりでございますが、一番の問題は家が老朽化して建て直すのを土砂災害特別災害警戒区域ということで裏が山で、そこには建て

	られないということでもあります。そういう事情でございますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 2 5 号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 議案第 2 5 号について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、議案第 2 5 号については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 2 6 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 事務局より議案の訂正があります。説明をお願いします。
川田係長	すみません、訂正をお願いします。議案書の 1 1 ページになります。5 番、現況地目の「田」を「畑」に訂正をお願いします。2 筆ともになります。
片山会長	今の訂正につきましては、よろしいですか。 では、事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 1 0 ページをお願いします。 議案第 2 6 号 農用地利用集積計画の審議について 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 1 5 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 6 番～ 1 8 番については農地中間管理事業です。熊本県農業公社が借りて転貸する案件になりますので、まとめて説明します。 利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。設定期間は全

	て、新規設定の１０年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の２年１カ月間です。 ２番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の３年間です。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の５年間です。 ４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の５年間です。 ５番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の１０年間です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２５号について、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは、採決を行います。 １番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、４番については原案のとおり決定しました。 ５番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、５番については原案のとおり決定しました。 ６番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、６番については原案のとおり決定しました。 ７番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、７番については原案のとおり決定しました。

8 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、8 番については原案のとおり決定しました。

9 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、9 番については原案のとおり決定しました。

10 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、10 番については原案のとおり決定しました。

11 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、11 番については原案のとおり決定しました。

12 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、12 番については原案のとおり決定しました。

13 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、13 番については原案のとおり決定しました。

14 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、14 番については原案のとおり決定しました。

15 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、15 番については原案のとおり決定しました。

16 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、16 番については原案のとおり決定しました。

17 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、17 番については原案のとおり決定しました。

18 番について、異議ありませんか。

－ 異議なし －

異議なしということですので、18 番については原案のとおり決定しました。

次に使用貸借権設定の部ですが、1 番については「井川」委員が関係しておりますので、井川委員に一時退席を求めます。

(井川委員一時退席)

	それでは、お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 井川委員に入室をお願いします。 2 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 3 番については「塚本」委員が関係しておりますので、塚本委員に一時退席を求めます。 （塚本委員一時退席） 3 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。 塚本委員に入室をお願いします。 4 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、4 番については原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、5 番については原案のとおり決定しました。 休憩に入ります。 1 0 時 4 4 分 休憩 1 1 時 5 4 分 再開 再開します。 次に議案第 2 7 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 1 5 ページをお願いします。 議案第 2 7 号。「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 1 番。申請地の詳細、依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況は「森林等の様相を呈しており。近隣農地も山林化している」。現地確認の判断結果は非農地と判断しております。別紙「議案第 2 7 号 農地法第 2

	条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は小田浦上村集落の奥の位置になります。資料の2ページをお願いします。字図を載せています。資料の3ページをお願いします。現場写真を載せています。黒で囲んだ部分になります。資料の4ページをお願いします。現地調査の確認結果ですが、以前は果樹を作付けした形跡があるが、現在は森林の様相を呈しており、物理的に農地に復元が困難な状態でした。以上のことから当該農地は農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないと思われます。 2番。申請地の詳細、依頼者の住所・氏名については記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況は「森林等の様相を呈しており。近隣農地も山林化している」 現地確認の判断結果は非農地と判断しております。別紙「議案第27号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は吉尾出張所から北西約200mの位置になります。資料の6ページをお願いします。字図を載せています。資料の7ページをお願いします。現場写真を載せています。黒で囲んだ部分になります。 資料の8ページをお願いします。現地調査の確認結果ですが、ざつ木・竹などが生い茂り、森林の様相を呈しており、物理的に農地に復元が困難な状態でした。以上のことから当該農地は農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないと思われます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を10番の阪口修一委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。現地は山林化しているというか、何があったかわからない状態です。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の中川推進委員から何かございましたらお願いします。
中川 推進委員	事務局と坂口委員から説明があったとおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	2番の案件を7番の草野委員にお願いします。
草野委員	事務局と山田推進委員と私と持ち主の方5人で現地を確認しました。場所は集落のすぐ上にありまして、傾斜もきつく孟宗竹が来ておりまして、復元は困難であると思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の山田推進委員から何かございましたらお願いします。
山田 推進委員	ただ今報告があったとおりでございまして、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。

	他に議案第 27 号につきまして、質疑ありませんか。 5 番谷口委員。
谷口委員	面積の確認ですが、議案は 2, 065 m ² 、資料の 7 ページは 3, 065 m ² 。2065 が正しいと思いますが、どちらでしょうか。
川田係長	すみません、2, 065 m ² が正しいです。
片山会長	谷口委員よろしいでしょうか。
谷口委員	はい。
片山会長	他に議案第 27 号につきまして、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、1 番については原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 次に議案第 28 号「違反転用者に対する勧告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 16 ページをお願いします。 議案第 28 号、違反転用者に対する勧告について。農振法、農地法違法事案処理要領第 4 の（1）に基づく勧告について、本会の議決を求めるものです。違反転用地の詳細、違反転用者の住所・氏名については記載のとおりです。違反転用事案は「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可を受けずに、当該農地に植林をしている。」勧告内容は「当該違反転用地について、平成 30 年 7 月 12 日までに農地に復元すること。」としています。詳しくは、別紙資料「違反転用者に対する勧告について」と位置図で説明します。位置図に違反転用箇所を記載しております。A 農地～C 農地の 3 か所が違反転用箇所になります。別紙資料の 1 ページをお願いします。農振法、農地法違法事案処理要領に基づく事務処理及び違反転用農地 A・B・C について違反転用の概要を記載しております。まず、違反転用の事務処理ですが、違反転用の処理についてはこの要領に基づいて事務を行います。上の表が事務の流れで、A 農地については、⑤の県による現地確認及び口頭指導まで処理を行っています。B 農地及び C 農地については、②の農業委員会による文書指導まで行っています。当該違反転用地すべてにおいて、県と連携しながら指導等を行いましたが、是正の意向がないため、農振法、農地法違法事案処理要領に基づき文書勧告を行うものです。資料の 2 ペーをお願いします。これが文書勧告（案）になります。なお、現在

	の状況ですが、A農地からC農地、全ての農地において違反転用状態です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第28号につきまして、質疑ありませんか。 － 質疑なし － それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 議案第28号「違反転用者に対する勧告について」について、異議ありませんか。 － 異議なし － 異議なしということですので、議案第28号「違反転用者に対する勧告について」は原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。